

(12) 配当所得の収入金額の収入すべき時期

36—4 配当所得の収入金額の収入すべき時期は、法第36条第3項に規定するものを除き、それぞれ次に掲げる日によるものとする。

(1) 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は基金利息（以下この項において「剰余金の配当等」という。）については、当該剰余金の配当等について定めたその効力を生ずる日。ただし、その効力を生ずる日を定めていない場合には、当該剰余金の配当等を行う法人の社員総会その他正当な権限を有する機関の決議があった日。

また、資産の流動化に関する法律第115条第1項（中間配当）の規定による金銭の分配に係る取締役会の決議又は取締役の決定において、特にその決議又は決定の効力発生日（同項に規定する一定の日から3か月内に到来する日に限る。）を定めた場合には、当該効力発生日

(2) 投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定目的信託の収益の分配のうち、信託期間中のものについては収益計算期間の満了の日、信託の終了又は解約（一部の解約を含む。）によるものについてはその終了又は解約の日

(3) 法第25条（配当等とみなす金額）の規定により配当等とみなされる金額については、それぞれ次に掲げる日

イ 同条第1項第1号に掲げる合併によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日。ただし、新設合併の場合は、新設合併設立会社の設立登記の日。

なお、これらの日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日

ロ 同条第1項第2号に掲げる分割型分割によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日。ただし、新設分割の場合は、新設分割設立会社の設立登記の日。

なお、これらの日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日

ハ 同条第1項第3号に掲げる資本の払戻しによるものについては、資本の払戻しに係る剰余金の配当がその効力を生ずる日

ニ 同条第1項第3号に掲げる解散による残余財産の分配によるものについては、その分配開始の日。ただし、その分配が数回に分割して行われる場合には、それぞれの分配開始の日

ホ 同条第1項第4号に掲げる自己の株式又は出資の取得によるものについては、その法人の取得の日

ヘ 同条第1項第5号に掲げる出資の消却、出資の払戻し、社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し又は株式若しくは出資を法人が取得することなく消滅させることによるものについては、これらの事実があった日

ト 同条第1項第6号に掲げる組織変更によるものについては、組織変更計画

において定めたその効力を生ずる日。ただし、効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日

- (4) いわゆる認定配当とされるもので、その支払をすべき日があらかじめ定められているものについてはその定められた日、その日が定められていないものについては現実にその交付を受けた日（その日が明らかでない場合には、その交付が行われたと認められる事業年度の終了の日）

【解説】

本通達は、配当所得の収入金額の収入すべき時期について、具体的に示したものの。

- (1) 会社法では、株式会社は、剰余金の配当をしようとするときは、その都度、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならないこととされている（会社法 454 ①）。したがって、会社法第 453 条（剰余金の配当）に規定する剰余金の配当に係る配当所得の収入金額の収入すべき時期は、当該剰余金の配当がその効力を生ずる日による。

- ① 配当財産の種類及び帳簿価額の総額
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
- ③ 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日

※ 一定の要件を満たした会計監査人設置会社については、剰余金の配当等を取締役会が決定できる旨の定款の定めを置く特則が設けられている（会社法 459）。

一方、法人が行う利益の配当若しくは剰余金の分配又は基金利息に係る配当所得の収入金額の収入すべき時期は、当該配当又は分配をする法人の社員総会その他正当な権限を有する機関において決議のあった日による。

なお、資産の流動化に関する法律第 115 条第 1 項（中間配当）の規定による金銭の分配に係る取締役の決定において、特にその決定の効力発生日（同項に規定する一定の日から 3 か月内に到来する日に限る。）を定めた場合には、当該効力発生日による。

- (2) 投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得の収入金額の収入すべき時期は、信託期間中のものについては収益計算期間の満了の日、信託の終了又は解約（一部の解約を含む。）によるものについてはその終了又は解約の日による。

- (3) 所得税法第 25 条（配当等とみなす金額）の規定により配当等とみなす金額に係る配当所得の収入金額の収入すべき時期については、それぞれ次に掲げる日による。

イ 同条第 1 項第 1 号に掲げる合併によるものについては、合併契約においてその効力が生ずる日を定めた場合にはその効力を生ずる日より、新設合併の場合には、新設合併設立会社の成立の日（設立登記の日）による。ただし、これらの日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。

なお、会社法では、会社が吸収合併する場合、吸収合併後に存続する会社が株式会社又は持分会社であるときは、吸収合併契約において、吸収合併がその効力を生ずる日を定めなければならないこととされており（会社法 749①六、751①七）、また、二以上の会社が新設合併する場合、新設合併により設立する会社が株式会社又は持分会社であるときは、当該株式会社又は持分会社は、その成立の日（設立登記の日）において効力が生ずるものとされている（会社法 49、754①、756①）。

ロ 同条第1項第2号に掲げる分割型分割によるものについては、分割契約においてその効力が生ずる日を定めた場合にはその効力を生ずる日より、新設分割の場合は、新設分割設立会社の成立の日（設立登記の日）による。ただし、これらの日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。

なお、会社法では、会社が吸収分割する場合、吸収分割により一の会社（株式会社又は合同会社に限る。）が事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社が株式会社又は持分会社であるときは、吸収分割契約において、吸収分割がその効力を生ずる日を定めなければならないこととされており（会社法758七、760六）、また、一又は二以上の株式会社又は合同会社が新設分割する場合、新設分割により設立する会社が株式会社又は持分会社であるときは、当該株式会社又持分会社は、その成立の日（設立登記の日）において効力が生ずるものとされている（会社法49、764①、766①）。

ハ 同条第1項第3号に掲げる資本の払戻しによるものについては、その資本の払戻しに係る剰余金の配当がその効力を生ずる日による。

ニ 同条第1項第3号に掲げる解散による残余財産の分配によるものについては、その分配開始の日による。ただし、その分配が数回に分割して行われる場合には、それぞれの分配開始の日による。

ホ 同条第1項第4号に掲げる自己の株式又は出資の取得によるものについては、その法人の取得の日による。

なお、会社法では、株式会社は、次に掲げる株式についてそれぞれ次に掲げる日にこれらの株式を取得するものとされている。

- ・ 取得請求権付株式についてはその株主からの請求の日（会社法167①）
- ・ 取得条項付株式については会社法第107条第2項第3号イの事由が生じた日（同号ハに掲げる事項についての定めがある場合（取得事由が生じた日にその株式の一部を取得することを定款で定めた場合）は、取得事由が生じた日と取得条項付株式の株主及び登録株式質権者に対する当該株式を取得する旨の通知の日又は公告の日から2週間を経過した日のいずれか遅い日）（会社法170①）
- ・ 全部取得条項付種類株式については株主総会の決議によって定めた取得日（会社法173①）

ヘ 同条第1項第5号に掲げる出資の消却、出資の払戻し、社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し又は株式若しくは出資を法人が取得することなく消滅させることによるものについては、これらの事実があった日による。

ト 同条第1項第6号に掲げる組織変更によるものについては、組織変更計画におけるその効力の生ずる日による。ただし、効力を生ずる日前に金銭等（組織変更後の株式会社の株式又は持分会社の持分を除く。）が交付される場合には、その交付の日による。

なお、会社法では、株式会社から持分会社、又は持分会社から株式会社への組織変更をする場合には（持分会社の種類の変更は、定款の変更とされる（会社法638）。）、組織変更計画を作成することとされ、当該組織変更計画において、組織変更がその効力を生ずる日を定めなければならないこととされている（会社法743、744①九、746九）。

- (4) いわゆる認定配当とされるもので、その支払をすべき日があらかじめ定められているものについてはその定められた日による。ただし、その日が定められていないものについては現実にその交付を受けた日（その日が明らかでない場合には、その交付が行われたと認められる事業年度の終了の日）による。

【改正の趣旨等】（省略）

【参考 1】みなし配当の範囲（所法 25①）

改正前	改正後	
所得税法第 25 条第 1 項	所得税法第 25 条第 1 項	所基通
法人の合併…第 1 号	法人の合併(適格合併を除く)…第 1 号	36-4(3)イ
法人の分割型分割…第 2 号	法人の分割型分割(適格分割型分割を除く)…第 2 号	36-4(3)ロ
法人の資本若しくは出資の減少又は法人の解散による残余財産の分配…第 3 号	法人の資本の払戻し(株式に係る剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものに限る)のうち分割型分割によるもの以外)又は法人の解散による残余財産の分配…第 3 号	36-4(3)ハ 又は 36-4(3)ニ
法人の株式の消却…第 4 号	株式の消却については、旧商法では、法人が取得した自己株式を取締役会の決議によって消却する方法と、株主が有する株式を株式会社による取得を経ずに直接消却する方法の 2 つの概念が存在したが、後者の概念は会社法では廃止された。	
法人の自己の株式の取得…第 5 号	法人の自己の株式又は出資の取得(一定の取得を除く(※1))…第 4 号	36-4(3)ホ
法人からの社員の退社又は脱退による持分の払戻し…第 6 号	法人の出資の消却(取得した出資について行うものを除く)(※2)、法人の出資の払戻し(※3)、法人からの社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し(※4)又は法人の株式若しくは出資を法人が取得することなく消滅させること…第 5 号	36-4(3)ヘ
	法人の組織変更(組織変更に際して組織変更をした法人の株式又は出資以外の資産を交付したものに限り)…第 6 号	36-4(3)ト

※1 一定の取得とは、次の取得をいう(所法 25①四、所令 61①一～七)

- ① 取得請求権付株式に係る請求権の行使によりその取得の対価としてその取得をする法人の株式のみが交付される場合の取得請求権付株式の取得(所法 57 の 4③一)
- ② 取得条項付株式に係る取得事由の発生によりその取得の対価としてその取得をされる株主等にその取得をする法人の株式のみが交付される場合(その取得の対象となった種類の株式のすべてが取得をされる場合には、その取得の対価としてその取得をされる株主等にその取得をする法人の株式及び新株予約権のみが交付される場合を含む。)の取得条項付株式の取得(所法 57 の 4③二)
- ③ 全部取得条項付種類株式に係る取得決議によりその取得の対価としてその取得をされる株主等にその取得をする法人の株式のみが交付される場合又はその取得をする法人の株式及び新株予約権のみが交付される場合の全部取得条項付種類株式の取得(所法 57 の 4③三)
- ④ 証券取引所の開設する市場(外国有価証券市場を含む。)における購入

- ⑤ 事業の全部の譲受け
- ⑥ 合併又は分割若しくは現物出資(適格分割又は適格現物出資及び事業を移転し、かつ、その事業に係る資産にその分割又は現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人の株式が含まれている場合のその分割又は現物出資に限る。)による被合併法人又は分割法人若しくは現物出資法人からの移転
- ⑦ 合併に反対するその合併に係る被合併法人の株主等の買取請求に基づく買取り
- ⑧ 会社法第 192 条第 1 項の規定による単元未満株式の買取り又は第 234 条第 4 項(同法第 235 条第 2 項の一に満たない端数の処理の規定又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定による 1 株に満たない端数の買取り
- ⑨ その法人に対して取得請求権付株式を取得することを請求した株主に対する会社法第 167 条第 3 項に規定する 1 株に満たない端数に相当する部分又は新株予約権を行使した新株予約権者に対する会社法第 283 条に規定する 1 株に満たない端数に相当する部分の対価としての金銭の交付

※2 出資の消却とは、資産の流動化に関する法律の規定に基づく特定目的会社が行う出資の消却をいう。

※3 出資の払戻しとは、会社法第 624 条に基づき持分会社が行う出資の払戻しをいう。

※4 社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻しとは、会社法第 611 条に基づき持分会社が行う持分の払戻しなどをいう。

【参考 2】みなし配当の課税関係

